

その他の支援やサービス

おもちゃ図書館 ゴうさんライブラリー

障がいのあるお子さんとその保護者を対象に、おもちゃと遊び場を無料で提供しています。子育て支援センターや公園などで気を遣わずに思いっきり遊ばせたい時、同じような親子で集まりたい時など、ぜひご利用ください。明るい室内には木のおもちゃがたくさんあります。



対象 障がいのある方および発達に心配のある子どもとその家族等、障がい児者の福祉団体など

開所時間 月～土曜日(祝祭日は閉館)
午前9時～午後5時まで

利用方法 事前に予約申込みをお願いします。



問い合わせ 飯塚市筑穂保健福祉総合センター 飯塚市長尾 911-1
☎ 0948-72-3085 fax 0948-72-3078

サン・アビリティーズいづか

障がい者のスポーツ、レクリエーション及び文化等の振興を図ることにより、障がい者の社会参加の促進と健康の維持増進に寄与するための施設として特定非営利活動法人いづか障害児者団体協議会が市の指定管理者として運営しています。障がいの有無にかかわらず誰でも利用できますが、主に障がいのある方々が優先的に使用できます。なお、障がい者および障がい者団体は無料で利用できます。

開所時間 火～日曜日(月曜日は休館)
午前9時～夜9時まで(日・祝日は午後5時まで)

利用方法 障がい手帳所持の方は6か月前から予約できます。障がい手帳を所持していない方は2か月前から予約。当館の「利用申請書」(ウェブサイトからダウンロード可能)をご記入のうえ事務所に提出してください。

館内施設 体育室(660㎡)、研修室1・2、多目的室、和室、調理室、音楽室、夏期のみ利用できる室内プール等。



問い合わせ サン・アビリティーズいづか 飯塚市柏の森 956-4
☎/fax 0948-29-3087
E-mail sunabi-form@blue.ocn.ne.jp

飯塚市医療的ケア児等在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的に、訪問看護ステーションを利用したレスパイト利用の費用を助成します。

対象 以下の要件を満たす医療的ケア児者を看護している同居家族

18歳未満	・訪問看護により医療的ケアを受けている
18歳以上 (全てを満たす)	・訪問看護により医療的ケアを受けている ・障がい福祉サービスの短期入所(医療型)の決定を受けている

助成対象となる費用

訪問看護の利用の内、健康保険法の適用となる時間を除いた費用。

助成額 9割(生活保護・市民税非課税世帯は、10割)
※助成対象となる費用は、30分あたり3750円が上限。
※医療的ケア児者一人につき、1年度あたり48時間が上限。

手続き ※**利用前に申請が必要**です。
訪問看護ステーションを通して、申請書類を飯塚市役所福祉部 社会・障がい者福祉課に提出してください。



事業利用の流れ ～申請・利用を検討している方へ～

- ①申請** 申請者(家族)が訪問看護ステーションを通して申請書類を提出します。
<必要な書類>
・申請書「利用(変更)申請書(様式第1号)」
・訪問看護により医療的なケアを受けていることが分かる書類(訪問看護指示書等)
- ②決定**
訪問看護ステーションを通して決定通知が送付されます。
決定内容(助成割合等)を確認してください。
- ③事業の実施**
利用日時を訪問看護ステーションと調整してください。
- ④利用料の支払い**
訪問看護ステーションに利用料(1割)を支払います。(生活保護・市民税非課税世帯は不要)
助成金については、訪問看護ステーションが、申請者(家族)に代わり、市に申請します。(市から直接、訪問看護ステーションに支払います)

※申請書の電子データ等は市ウェブサイトに掲載していますので適宜ご活用ください。

(市ウェブサイト登録先)

トップページ > 健康・福祉 > 障がい者福祉 > 支援・サービス > 医療的ケア児等在宅レスパイト事業

問い合わせ 飯塚市福祉部 社会・障がい福祉課 障がい者自立支援係
☎ 0948-22-5500(内線 1156・1157) fax 0948-21-6356

福岡県肢体不自由児等早期訓練事業

肢体不自由児を対象に、医療専門職員等が個別的または集団的に運動機能・言語機能等の訓練を無料で行います。また、保護者への家庭での訓練方法もあわせて指導します。

開催日 第1・第3木曜日 午後0時～午後5時
開催場所 サン・アビリティーズいづか

問い合わせ **福岡県肢体不自由児協会** 春日市原町 3-1-8 クローバープラザ 6階
☎ / fax 092-584-5723

障がい児(者)支援センター ぱらそる 障がい児等療育支援事業

障がい児(者)・家族・関係者の皆様を対象に、日常生活の不安や悩み等の相談に応じ、専門職が療育等の専門的な援助及び情報の提供を行います。事前に電話予約が必要です。相談は無料です。

【毎月の療育活動メニュー】

第2水曜日 作業療法士による療育活動・音楽療法
第3水曜日 理学療法士による療育活動 **第3木曜日** 心理士による療育活動・相談

問い合わせ **笠松あんじゃ園** 飯塚市有安 959-4
☎ 0948-82-0153 fax 0948-82-1166

医療型障がい児入所施設 福岡県子ども療育センター新光園

手足や体に不自由のある児童(肢体不自由児)や重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童(重症心身障がい児)を入所させて、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知的技能の付与及び治療を行います。

外来通院での整形外科・小児科・児童精神科・歯科診療、理学療法・作業療法・言語聴覚療法、摂食訓練も行っています。

▶児童発達支援事業 わくわく

「わくわく」は、新光園で行っている児童発達支援事業。運動・知的・情緒の発達の課題を持つ就学前のお子様に対して、保育士・看護師・療法士・心理士など様々な職種が関わり、専門的な療育を行います。親子で参加する集団療育を基本としています。新光園に外来通院している方が対象。ご利用にあたっては、当園小児科の受診が必要です。

開所日 月～金曜日 午前10時～午後2時

問い合わせ **福岡県子ども療育センター新光園** 糟屋郡新宮町緑ヶ丘 4丁目 2-1
☎ 092-962-2231 fax 092-962-3113

障がい児入所施設

家庭の事情や障がいの状態により、家庭で生活することが困難な児童は、児童相談所にご相談ください。

対象 18歳未満の子ども
開所時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ **福岡県田川児童相談所** 田川市弓削田 188
☎ 0947-42-0499 fax 0947-42-0439

飯塚病院 こども外来リハビリ

発達が気になるお子さんを対象にリハビリ(作業療法等)を行います。小児発達外来を中心として筑豊地域全体からの紹介を受けています。窓口は、小児外来です。受診するには、かかりつけの小児科医の紹介状が必要です。完全予約制です。

診療日 毎週月～金曜日
外来受付 午前8時～午前11時(予約受付は午後2時～4時)
休診日 土・日曜・祝日、年末年始(12/30～1/3)

問い合わせ **飯塚病院 小児科** 飯塚市芳雄町 3-83
☎ 0948-22-3800(代表) ※すべて電話での対応になっています。

発達障害支援研究所 たまや

発達障がいのある方やそのご家族、支援をする方々を対象に、支援(個別の療育支援、学校・施設等への訪問支援等)を行います。健康保険は適用されません。元・福岡県発達障がい者支援センター「ゆう・もあ」の常勤心理士が2007年に開所。詳細はホームページをご確認ください。事前に電話予約が必要です。

開所日 月・水～日曜日(火・祝日休み) 午前9時～午後6時
訓練時間 新規…3時間程度 継続…1時間半/回

問い合わせ **児発達障害支援研究所 たまや** 直方市感田 809-1
☎ 0949-52-9970 fax 0949-52-9971

家族を取りまく、さまざまな支援する人・団体および公的機関

